

平成29年度における公益法人等への会費支出の状況

	交付先法人名称	名目・趣旨	交付額 (単位:円)	支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付日等 (支出決定日)	支出の理由等
1	一般社団法人日本内部監査協会	年会費、研修等参加費	263,080	-	H29.4.14 H29.4.19 H29.5.12 H29.6.22 H29.6.26 H29.8.21	職務上必要となる知識や見識を深める必要があるため。
2	一般社団法人経営倫理実践研究センター	年会費	300,000	300,000	H29.4.17	職務上必要となる知識や見識を深める必要があるため。
3	公益社団法人日本監査役協会	年会費	160,000	100,000	H29.4.24	職務上必要となる知識や見識を深める必要があるため。
4	一般財団法人公正研究推進協会	年会費	200,000	-	H29.5.15	職務上必要となる知識や見識を深める必要があるため。
5	一般財団法人公務人材開発協会	研修等参加費	166,320	-	H29.6.2 H29.8.10 H29.9.7 H29.11.14 H29.12.15 H30.2.1	職務上必要となる知識や見識を深める必要があるため。
6	一般社団法人企業研究会	研修等参加費	302,400	-	H29.6.30 H29.9.25 H29.11.1 H29.11.21 H29.12.22	職務上必要となる知識や見識を深める必要があるため。
合計			1,391,800			

※1 「公益法人等」とは国所管に限らず、すべての公益社団・財団法人、特例民法法人及び一般社団・財団法人を言う。

※2 「会費」とは、会費、賛助会費、購読会費など会費とつくものすべてと名目の如何を問わずこれらに類する支出のことを言う。
また、支出の名目・趣旨がわかるように、例えば賛助会費、年会費、法人会費等の記載を行う。

※3 公表の対象、金額の考え方

- ・ 年10万円未満の支出は除く。
- ・ ある名目の支出について、年複数回に分けて支出した時に、一回当たりの支出の額が10万円未満であっても、年の合計で10万円以上の場合は対象となる。この際、支出額が累計して10万円以上になった時に、公表の対象となるものとする。
- ・ 複数の組織からの同一名目、同一法人への支出については合算して、10万円以上の場合は対象となる。